

「漁業保険団体等検査実施要項」の一部改正について

令和6年3月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

漁業保険団体等検査実施要領のⅠの4及びⅡの3の検査資料において、検査対象者の負担を軽減するため重複する項目について、以下の改正を行う。

- 1 役員調（運営委員会）について、項目の見直しを行う。
- 2 総会等の開催及び出席状況調べを削除する。

【該当箇所】

（別添）漁業保険団体等検査実施要領

本文 Ⅰの4（3）⑧、Ⅱの3（3）⑧

検査付属資料（漁船保険組合）の付属1 役員調（運営委員会）

総会等の開催及び出席状況調べ（漁船保険組合）

検査付属資料（漁業共済組合）の付属1 役員調（運営委員会）

総会等の開催及び出席状況調べ（漁業共済組合）

II 施行時期

令和6年4月1日